

令和7年度 粹七エリア整備事業
広場デザイン設計業務

審査要領

山形市まちづくり政策部まちづくり政策課

1 基本的な考え方

契約者の選定にあたっては、提案内容を公平かつ客観的に評価し、山形市にとって最適な事業者を選定するため、下記により評価を実行する。

(1) 書類審査の評価

参加申込時に提出された書類に基づき、「書類審査評価点(20点満点)」を与える。

書類審査 採点項目

評価項目	評価内容	評価基準	配点
a. 企業の資格・実績	業務遂行技術力	過去5年間に同種業務実績が基本設計1件以上かつ実施設計1件以上ある場合	4点
		過去5年間に同種業務実績が1件以上または類似業務実績が3件以上ある場合	2点
		上記に該当しない場合	0点
		【評価基準】 ・評価にあたっては、同種業務を優先とする。 ・同種業務は「中心市街地（中心市街地活性化基本計画において設定されている位置及び区域）における公園または広場の基本設計もしくは実施設計」の業務とし、それぞれが別の業務であっても構わない。 ・類似業務は、「公園または広場の基本設計もしくは実施設計」の業務とする。	
b. 管理技術者の実績	実務実績	過去5年間に同種業務実績が基本設計1件以上かつ実施設計1件以上ある場合	4点
		過去5年間に同種業務実績が1件以上または類似業務実績が3件以上ある場合	2点
		上記に該当しない場合	0点
		【評価基準】 ・評価にあたっては、同種業務を優先とする。 ・同種業務は「中心市街地（中心市街地活性化基本計画において設定されている位置及び区域）における公園または広場の基本設計もしくは実施設計」の業務とし、それぞれが別の業務であっても構わない。 ・類似業務は、「公園または広場の基本設計もしくは実施設計」の業務とする。	
c. 専任担当技術者の実績	実務実績	過去5年間に同種業務実績が基本設計1件以上かつ実施設計1件以上ある場合	4点
		過去5年間に同種業務実績が1件以上また	2点

		は類似業務実績が3件以上ある場合	
		上記に該当しない場合	0点
		【評価基準】 ・評価にあたっては、同種業務を優先とする。 ・同種業務は「中心市街地（中心市街地活性化基本計画において設定されている位置及び区域）における公園または広場の基本設計もしくは実施設計」の業務とし、それぞれが別の業務であっても構わない。 ・類似業務は、「公園または広場の基本設計もしくは実施設計」の業務とする。	
d. 照査技術者の実績	実務実績	過去5年間に同種業務実績が基本設計1件以上かつ実施設計1件以上ある場合	4点
		過去5年間に同種業務実績が1件以上または類似業務実績が3件以上ある場合	2点
		上記に該当しない場合	0点
		【評価基準】 ・評価にあたっては、同種業務を優先とする。 ・同種業務は「中心市街地（中心市街地活性化基本計画において設定されている位置及び区域）における公園または広場の基本設計もしくは実施設計」の業務とし、それぞれが別の業務であっても構わない。 ・類似業務は、「公園または広場の基本設計もしくは実施設計」の業務とする。	
e. 業務実施体制	実施体制	5名以上配置している場合	4点
		5名未満かつ3名以上配置している場合	2点
		上記に該当しない場合	0点
		【評価基準】 ・専任担当技術者1名を除いた担当技術者の配置人数を満たしているか。	

計20点

(2) 見積書の評価

提出された見積書（様式10）に基づき「価格評価点（10点満点）」を与える。

価格評価 採点項目

$\text{評価点} = \text{配点} (10点) \times (\text{最低見積額} \div \text{当該参加者の見積額})$ <p>※小数点以下切り捨て</p>	10
--	----

※応募者が5者以上の場合は参加申込時点で書類審査及び見積書の評定による一次選考を行う。

※一次選考にて30点満点または同率1位が5者以上の場合は見積書の価格が最も安価である4者を選定する。

(3) 企画提案書の評価

提出された企画提案書とプレゼンテーション内容に基づき、「企画提案評価点（70点満点）」を与える。企画提案書の評価は、令和7年度粋七エリア整備事業広場デザイン設計業務の審査委員会が行う。

企画提案書 採点項目

① 業務理解度	本事業の目的を理解し、適切な提案が行われているか	15
② 実施方針	エリアの現状と課題を把握し、適切な提案が行われているか	10
③ 業務全体のスケジュール	スケジュールの妥当性は高いか	5
④ 実現性	類似実績を明示し、経済性等を考慮した提案が行われているか	15
⑤ 適格性	基本設計や既存資料等との整合性は高いか	5
⑥ 独創性	回遊性や滞留性等を高める独自の提案があるか	15
⑦ 説明内容	プレゼンテーションの内容は簡潔かつ明瞭であり、質問等に対する応答が迅速であるか	5

計70点

書類審査評価点、価格評価点、企画提案評価点の合計100点満点とする。

2 契約候補者の決定方法

各評価（書類審査、見積書、企画提案書）の合計得点が最も高い上位1者を契約交渉順位第1位の候補者として選定する。2番目に得点が高かった者を契約交渉順位第2位の候補者として選定する。

なお、合計配点（100点）×審査委員（7人）の値の6割を最低基準点とし、各審査委員の評価点の合計が最低基準点に満たない場合には、事業者は選定しないものとする。

3 提案者が1者のみの場合の取り扱い

提案者が1者のみの場合であっても審査を実施するが、その場合は合計得点が最低基準点以上となった場合に限り、候補者として選定する。

4 審査結果の通知・公表

結果に関わらず、参加申込書に記載された連絡先へ電子メールで通知するほか、候補者決定については、次の事項を山形市公式ホームページにて公開する。

ア 契約候補者名（名称の公表は第一位のみ）

イ 各契約候補者の評価点数

なお、審査結果に関する異議申し立ては受け付けないものとする。